

農園ステイ那須利用規約

第1条 (目的)

この利用規約は、農園ステイ那須（以下、「当該施設」という）の利用者（以下、「利用者」という）が当該施設を利用することができる会員（以下、「Orion会員」という）及び当該施設利用に際し必要な事項を定めるものである。

第2条 (構成施設)

当該施設は、次に掲げる施設をもって構成されるものとする。

- (1) Orageの那須畑（以下、「農園」という）
- (2) Orion（以下、「宿泊施設」という）
- (3) Orageの台所（以下、「調理施設」という）

2 当該施設は、Orion会員及び、その同行者が使用できるものとする。

3 調理施設は、Orion会員以外でも、当該施設運営者が認めた場合、使用できるものとする。

第3条 (Orion会員について)

Orion会員に加入するためには、当該施設が運営する会員登録のためのWebサイト（個人会員：

<https://noenstay-nasu.jp/request-private/> 法人会員：<https://noenstay-nasu.jp/request-corp/> 以下、「会員登録サイト」という）から、本規約に同意したうえで、会員登録サイトにおける所定の会員登録画面に必要事項を入力の上、加入申し込みを行うものとする。

2 当該施設運営者は会員登録の申し込みがあった者（以下、「会員申込者」という）について、当該施設独自の審査を行ったうえで、当該施設運営者が利用者としての基準を満たすと判断した会員申込者に対して、1週間以内に会員登録の可否を電磁的方法（以下、「回答メール」という）により回答するものとする。会員登録が可能と判断された者は、回答があった日から1か月以内に所定の会員費用（本条3項）を銀行振り込みにより支払った場合、Orion会員の加入契約が成立するものとする。

3 会員登録の締め日は毎月20日とし、毎月20日までに所定の会員費用として、申込の翌月から3か月分の会員費用を支払った場合、翌月からOrion会員としての当該施設利用の権利を得ることができるものとする。

4 Orion会員は施設利用開始から3か月目以降に、毎月、翌月分の会員費用を施設運営者に前払いするものとする。会員費用の支払い方法は銀行口座からの自動振替とする。また、回答メールに添付された口座振替依頼書に必要事項を記載の上、本条3項にある会員費用を支払ってから、14日以内に施設運営者に提出するものとする。

5 前項にある口座振替により、残高不足等により会員費用の支払ができなかった場合、Orion会員は口座振替日の属する月末までに施設運営者の指定する口座に対し、振り込みにより翌月の会員費用を支払うものとする。月末までに翌月のOrion会員の会費が支払われていないOrion会員は翌月に当該施設を利用することができない。また、施設運営者はOrion会員が月末までに翌月の会員費用を支払わなかった場合、当該Orion会員を強制退会させることができるものとする。

6 Orion会員の権利は他人に譲渡又は転売することはできない。

7 Orion会員の都合でOrion会員を退会する際は、会員登録サイトから退会手続きを行うものとし、月末締

めで、翌月末に退会することができるものとする。

第4条 （宿泊施設及び調理施設利用の申込）

Orion会員は、当該施設が運営する利用申し込みのためのWebサイト（<https://noenstay-nasu.jp/orion/> 以下「利用申込サイト」という ）の各施設利用メニューから、必要事項を入力の上、利用申込を行い、所定の施設利用料を支払った場合、当該施設を利用できるものとする。

第5条 （利用条件および遵守事項）

当該施設の利用条件及び遵守事項は次のとおりとし、利用者が以下の条件を満たさない又は遵守事項を守らない場合、当該施設運営者は、利用者に対して利用拒否、利用差止及びOrion会員の強制退会を行うことができるものとする。

- (1) 農園の利用者は農業体験及び農村交流を主たる目的として利用する者であること
- (2) 公共の福祉を害し、又は害するおそれがある行為は行わないこと
- (3) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険がある行為を行わないこと
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないこと
- (5) 農園の利用者は原則として、毎月2日以上利用し、農園の耕作管理ができること
- (6) 当該施設の維持管理及び保全に協力する意思を有する者であること
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性・発火性を有する危険な物品等を利用又は保管しないこと
- (8) 調理施設の利用者は利用終了後、調理施設を清掃の上、原状回復し、他の利用者が使用できる環境を確保すること
- (9) 火気の使用又は臭気、騒音等が発生する場合であって、これらに対する対策を怠らないこと
- (10) ごみの収集、分別等については、別に定める方法に従うものとし、野焼き等でごみを焼却しないこと
- (11) 大音量でテレビ、ラジオ、ステレオ等の操作及び楽器類の演奏は行わないこと
- (12) 動物（昆虫を含む）を飼育、野生動物（昆虫を含む）の餌付けは行わないこと
- (13) 看板、ポスター等の広告物を掲示しないこと
- (14) 共同生活の秩序を乱し、又は他の利用者若しくは近隣住民の迷惑となる行為をしないこと
- (15) 暴力的不法行為又は反社会的行為を行い又は助長する行為は行わないこと
- (16) 当該施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資する行為は行わないこと
- (17) 当該施設の利用は定員を超えて利用をしないこと
- (18) 法令を遵守し、法令に違反する行為をしないこと
- (19) 施設管理上の指示に従わない利用をしないこと
- (20) その他の規則、利用規約等を遵守すること

第6条 （農園の営農に係る留意事項）

利用者は、農園の利用について、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 農園では定期的な草取り、整地等の耕作管理を行うものとする
- (2) 農園の景観を保全するとともに、環境にやさしい農法に努めるものとする
- (3) 農園で栽培できる作物は、原則、野菜類、花き類等とし、当該施設が提供する種苗以外のものは利用

できないものとし、果樹等の永年作物の栽培及び水田利用はできないものとする

- (4) 原則、農園での除草剤、農薬、肥料等の使用は当該施設が提供したもの以外は利用できないものとする
- (5) 農園で栽培された農産物は、自ら消費するものとし、商業目的で農作物を育成することはできないものとする
- (6) 退会等により農園の利用を中止する際は、利用している農園を原状回復するものとし、農園で栽培した作物及び設置した農業用資材等は完全に撤去するものとする
- (7) 退会日までに原状回復を行わなかった場合、施設運営者は原状回復にかかる費用を利用者に請求できるものとする
- (8) 野生鳥獣の出没、農作物の食害があることに十分に留意するものとし、施設運営者は盗難、自然災害、動物（昆虫も含む）等による農作物の被害は保証しないものとする
- (9) 管理・運営のために当該施設運営者が除草剤、農薬等の利用を行うことに留意するものとする

第7条 （強制退会等）

下記に記載のいずれかに該当する場合には、当該施設管理者は当該利用者のOrion会員を強制退会させる、又は当該施設の利用を停止させることができるものとする。この場合において、会費及び施設利用料は返還しない。

- (1) 公共の福祉を害し、又は害するおそれがあると認められるとき
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたことが判明したとき
- (3) 第3条4項及び5項にある会員費用及び施設使用料を支払わないとき
- (4) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白であるとき又は現に及ぼしているとき
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用をしようとするとき
- (6) 暴力的不法行為又は反社会的行為を行い又は助長するおそれがあるとき
- (7) 利用者及び同行者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体、その他の反社会的団体または勢力）であることが判明したとき
- (8) 施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると判明したとき
- (9) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用をする場合であって、これらに対する対策が十分でないため、施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき又は現に損傷、滅失しているとき
- (10) 定員を超える利用をしようとするとき又はしているとき
- (11) 施設管理上の指示に従わない利用をしていたことが判明したとき
- (12) 事前選考審査における内容と異なる利用をしているとき

第8条 （施設利用料の返還）

下記の場合、施設運営者は施設利用料を返還するものとする。

- (1) 施設運営者の都合により施設の利用ができないとき
- (2) 天災等の利用者の責任でない原因により利用できないと施設運営者が認めたとき
- (3) その他、施設運営者が特に認めたとき

第9条（原状回復の義務の程度等）

施設利用者は、退会等により農園の利用を中止する際、利用中止日までに、原状回復を行うものとする。

2 原状回復の程度は、次の利用者がすぐに利用できるレベルに回復するものとし、農業資材の撤去、草取り、整地等を行うものとする。

3 施設運営者の点検において不合格となった場合は、遅滞なく原状回復を完了させ再点検を受けるものとし、点検が合格に達するまで原状回復を行うものとする。

第10条（当該施設以外に係る損害賠償）

当該施設の利用において発生した利用者の故意又は過失に起因した人的及び物的な損害については利用者が損害賠償を負うものとし、当該施設運営者は、いかなる損害賠償も負わない。

2 利用者の損害賠償責任に特別な理由があると認めるときは、利用者に故意又は過失が無い場合に限られるものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

利用者及び施設運営者は、相手方に対して次に定める事項を表明し、保証するものとする。

- (1) 反社会的勢力ではないこと
- (2) 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
- (3) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
- (4) 反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉等の毀損、業務妨害、不当要求行為、またはこれに準ずる行為をしないこと

2 利用者及び施設運営者は、前項各号の定めに対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならないものとする。

3 相手方が本条第1項各号に違反した場合または違反していると合理的に判断できる場合、利用者及び施設運営者は催告を要することなく、直ちに本サービス及び別途相手方と締結している契約の全部または一部を解約できるものとする。

4 前項で定める解約に伴い損害が発生した場合は、相手方に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとする。

第12条（立ち入り）

当該施設運営者は、当該施設の管理のため、必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、利用者の利用する当該施設に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の立ち入りを拒むことはできない。

3 当該施設運営者は、火災・自然災害・事故・事件等が発生する緊急事態の場合には、利用者の承諾を得ることなく、利用者が利用する当該施設に立ち入ることができる。この場合において、利用者が不在の場合には、後日、その旨を利用者に連絡するものとする。

第13条（本規約の変更）

施設運営者は、施設運営者が必要と判断する場合、本サービスの目的の範囲内で、本規約を変更できるもの

とする。その場合、施設運営者は、変更後の規約の内容およびその適用開始日を、当該施設のウェブサイト上に表示、または施設運営者が定める方法により利用者に通知することで利用者に周知するものとし、変更後の規約は、適用開始日から効力を生じるものとする。

第14条（協議事項）

利用者及び施設運営者は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議し解決するものとする。

第15条（準拠法及び合意管轄）

本規約及び当該施設の利用に関して生じた紛争については、日本法を準拠法とし、宇都宮地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

この規約は2023年7月31日から適用する。